

島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
1	NS2-本-012-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(本文)	P.8.5-1-1~3	「主要寸法」及び「材料」の項目が異なる。	構造の差異によるもの。	
2	NS2-本-012-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(本文)	P.8.5-1-8~12	屋外排水路逆止弁について他社の項目名は「スキンプレート厚さ」と記載があるが、島根2号機の項目名は「鋼板厚さ」である。	部材を示す専門用語を材料名として分かりやすく記載したため。	
3	NS2-本-012-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(本文)	P.8.5-1-14,15	水密扉(スライド扉)の主要寸法について、「たて」の項目に「天端高さ」を記載している。	津波の敷地への流入を防止するため、入力津波に対し余裕を考慮した水密扉の高さを確保するため。	
4	NS2-本-012-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(本文)	P.8.5-1-17	流路縮小工における項目に差異があり、先行審査プラントでは、項目に「幅」があるが、島根2号機では「幅」はなく「鋼板厚さ」としている。	構造の差異によるものであり、先行審査プラントはコンクリート製であるのに対し、島根2号機は鋼製の縮小版としているため。	
5	NS2-添1-017-04-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(添付書類)	第9-4-1-2-1 図 別紙	防波壁(多重鋼管杭式擁壁)の鋼管の許容範囲に差異があり、先行審査プラントではmm表示としているが、島根2号機では%表示としている。	記載方針の差異によるものであり、島根2号機は根拠とした基準の記載に従い、記載したため。	
6	NS2-添1-017-04-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(添付書類)	第9-4-1-2-1 ~3図 別紙	「主要寸法」の項目が異なる。	構造の差異によるもの。	
7	NS2-添1-017-04-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(添付書類)	第9-4-1-2-14 ~15 図 別紙	水密扉の主要寸法について、「たて」の項目に「天端高さ」を記載している。天端高さ許容範囲根拠を「土木工事共通仕様書による管理基準」としている。	津波の敷地への流入を防止するため、入力津波に対し余裕を考慮した水密扉の高さを確保するため。	
8	NS2-添1-017-04-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち外郭浸水防護設備(添付書類)	第9-4-1-2-17 図 別紙	流路縮小工における貫通部径の許容範囲の根拠について、先行審査プラントでは「土木工事共通仕様書による管理基準」としているが、島根2号機では「水門鉄管技術基準 水門扉検査要領による管理基準」としている。	構造の差異によるものであり、先行審査プラントはコンクリート製であるのに対し、島根2号機は鋼製であることを踏まえた基準を採用しているため。	
9	NS2-本-012-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備(本文)	P.8.5-1-18~24	「取付箇所」として「系統名(ライン名)」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」、「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載している。	防水壁の取付箇所等のより詳細な情報を記載したため。	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
10	NS2-添1-017-04-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護施設のうち内郭浸水防護設備(添付書類)	第9-4-2-2-1-5 図 別紙	天端高さ許容範囲根拠を「土木工事共通仕様書による管理基準」としている。	津波の敷地への流入を防止するため、入力津波に対し余裕を考慮した防水壁の高さを確保するため。	
11	NS2-本-012-A	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 その他発電用原子炉の附属施設 浸水防護設備(設備リスト)	P.8.5-2-38	他社には注記として「浸水防止設備としての耐震重要度を示す。」と記載があるが、島根2号機には記載がない。	津波防護と溢水防護を兼用する浸水防護施設が存在する場合に識別できるよう注記を入れているが、島根2号機には津波防護と溢水防護を兼用する浸水防護施設がないため。	